平成２５年（フ）第４１５８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番10―204号
債務者　土谷設備こと　土谷　勝己
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１５号
大阪市住吉区東粉浜３丁目21番16―503号
債務者　濱田　弥加
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３９９号
東京都板橋区相生町22―６　根岸方303号室
債務者　柳沼　智子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７号
栃木県栃木市城内町２丁目26番１―418号　市営住宅
債務者　岩森恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１０４０４号
東京都渋谷区初台１丁目37―７―201
債務者　森川　真澄
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７８号
東京都荒川区荒川４丁目31―18―505
債務者　丸山　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１７９号
東京都荒川区荒川４丁目31―18―505
債務者　丸山　麻里
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１８９号
東京都江東区豊洲４丁目10―２―1013
債務者　大河　エドムンド　ラミロこと　タイペイ　オオカワ　エドムンド　ラミロ
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２８号
東京都港区赤坂２丁目17―67―1104
債務者　岡崎　大樹
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７１号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1705番地20　本郷台団地22―９
債務者　野澤　真美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６４号
栃木県宇都宮市駒生２丁目２番９号、前住所神奈川県相模原市緑区西橋本２丁目19番２号　リンリンハイツ111号
債務者　横田　将史
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７４号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅７号棟23号室、前住所栃木県宇都宮市若松原２丁目１番20号
債務者　斎藤　千恵（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２９２号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1260番地　県営菖蒲沢団地13―201
債務者　細谷　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６０号
静岡県藤枝市水守42番地の７、旧住所静岡県藤枝市潮62番地の２
債務者　森　　美佳（旧姓松尾・坂井）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７２号
静岡県藤枝市田中２丁目１番14号
債務者　金澤　祐里
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部